

資料 1-4 電報サービスの優先利用について（NTT 東日本）

電報サービスの優先利用について（NTT東日本）

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話）

（1）非常通話とは

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話（以下「非常扱いの通話」と言う。）は、他の手動通話に先立って接続する。

（2）非常扱いの通話の内容等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地象の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

（3）緊急扱いの通話とは

非常扱いの通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する手動通話（以下「緊急扱いの通話」と言います。）は、他の手動通話（非常扱いの通話を除きます。）に先立って接続する。

（4）緊急扱いの通話の内容等

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

資料 1-4 電報サービスの優先利用について（NTT 東日本）

通 話 の 内 容	機 関 等
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前表及びこの欄の(3)までのものを除く。）相互間

（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の伝送及び配達の順序）

(1) 非常扱いの電報の伝送及び配達の順序

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」と言う。）は、他の電報に先立って伝送及び配達する。

(2) 非常扱いの電報の内容

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの電報の内容

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間

資料 1-4 電報サービスの優先利用について（NTT 東日本）

電 報 の 内 容	機 関 等
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記 1 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

別記1（新聞社等の基準）（NTT東日本）

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第 132号）第 2 条第 2 3 号に規程する基幹放送事業者及び同条第 2 4 号に規程する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（NTT東日本）

名 称	位 置	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内 1 の 1 0 の 1 7	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂 5 1	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町 1 の 2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町 4 の 66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田 2 の 1 の 10	オサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘 1 の 21 の 1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝 1 の 3 の 1	モジエキサイ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町 5 の 16	ナガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪 3 の 10 の 11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町 43 の 1 横浜船員保険病院内	センボムセンリョウセンター又は ヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港 1 の 8 の 30	オサカセンインホケン

資料 1-4 電報サービスの優先利用について（NTT 東日本）

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話の及び電報の請求）

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	1 非常扱い通話は、やむを得ない特別の理由がある場合を除き、あらかじめ受持ちのNTT東日本営業支店の承諾を受けた番号の加入電話によるものとする。 2 非常扱い通話の請求に当たっては、前記の承諾を受けた利用機関等が通話の必要がある場合は、市外局番なし「102番」をダイヤルし、非常扱い通話申込経由を告げて申し込むものとします。 あらかじめ届けていない加入電話でも非常扱い電話に該当することが確認できるときは、非常扱い電話として受付ける。
緊 急 扱 い 通 話	非常扱い通話の請求方法に準ずる。
非常扱い及び緊急扱い電報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は、電報取扱営業窓口であれば、どこでも発信できる。 また、加入電話から申し込む場合は下記へ申し込む。 「115」（8時～22時） 「0120-000-115」（22時～翌8時） 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときは、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話の接続及び電報の電送順位）

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	他の市外通話、緊急扱い通話に優先して接続する。
緊 急 扱 い 通 話	他の市外通話に優先して接続する。
非 常 扱 い 電 報	非常扱い電報は、他の電報に先立って伝送及び配達する。
緊 急 扱 い 電 報	緊急扱い電報は、他の電報（非常扱い電報を除く）に先立って伝送及び配達する。

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話及び電報の料金）

区 分	内 容
非 常 及 び 緊 急 扱 い 通 話	料金は普通通話料と同額とする。
非 常 及 び 緊 急 扱 い 電 報	料金は普通電報と同額とする。

（東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）より）